



**最近の高齢者被害の動向と特徴的手口** (独立行政法人国民生活センター理事長松本恒雄)

**増加する高齢者被害**

国民生活センターでは、毎年12月にその年に顕著であった消費者問題を10テーマとりあげて、「消費者問題に関する10大項目」として発表しています。高齢者の消費者被害に関する項目はその常連で、最新の2019年の10大項目でも「高齢者からの相談依然として多く」が入っています。

**高齢者被害の具体例**

- ①**架空請求**：実際には存在しない債務についての請求が、電子メールやハガキ、封書で届き、不安を感じた消費者が記載されている連絡先に連絡すると、金銭の支払方法を指定されるというもの
- ②**オレオレ詐欺・還付金詐欺**：子や孫などの親族を装い、電話で様々な名目で現金が必要であると信じ込ませ、現金を振り込ませる手口
- ③**アポ電**：公的機関や実在する企業名、あるいは家族をかたり、家族構成や資産状況などを聞きだしたり、相手を信用させたり、相手の所在確認をしようとする事
- ④**次次販売・過量販売**：情報が不足し、判断力や勧誘を断る抵抗力の低下している高齢者に対して同一の事業者によって、高級羽毛布団や床下換気扇の設置、住宅リフォームなどを次々とする
- ⑤**無料・格安・催眠商法**：地震や台風の後で、近所で修理工事をしているついでだから、無料でお宅の屋根の状況を見てあげると称し、不安をあおり高額な修理契約をさせるという「無料点検商法」
- ⑥**原野商法の二次被害**：平成の初めのころに、価値の低い原野を開発が始まって値上がり確実であると思わせて、現地から遠く離れた都市の住民に販売する商法が多発し、ほぼ30年経過し購入者の高齢化となり、また接触して転売など持ち掛けまた別の原野を購入させるという二次被害
- ⑦**外貨建て生命保険**：満期となった定期や生命保険の受取人である高齢者に、保険の販売代理を行う銀行員などが高利回りの金融商品を契約させる。(為替リスクを認識しないまま)
- ⑧**暮らしのレスキューサービス**：水漏れ修理、鍵の開錠、ネズミ駆除など自宅で発生する生活トラブルに対処するサービスは、専門的な技術や知識がない消費者が困ったときの手助けとしてもありがたいものです。高額な作業費やキャンセル料を請求されるケースなどがあり、苦情が寄せられている

⑨**高齢者サポート・終活サービス**：1人暮らしの高齢者の医療機関への入院や老人福祉施設への入所、賃貸住宅への入居契約の際に、身元保証人や身元引受人を立てることを要求されるのが通例です。その際、身近な親族がいなかったりする場合に、身元保証・引受等のサービスを有料で提供している業者がいます。日常生活支援・見守り支援・死後の葬儀支援のサービスも行われています。ところが契約内容がよくわからない状況でおもったより高額になったり、高額な解約料を請求されたりするケース

⑩**情報通信・インターネット関連トラブル**：スマホもタブレットも使いこなせないのにセット契約で、光回線、付属品、などの勧誘を勧められ料金も高くなってしまったケース

#### 【チェックリスト】

- 家に見慣れない人が出入りしている
- 不審な電話のやり取りがないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがいないか
- 家の屋根や外観、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
- カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか
- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- 生活費が不足したり、お金の困っていたりする様子はないか
- 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか

## 家族信託の組成に伴う費用については

- 1 概略の設計
- 2 組成の意思決定
- 3 関係する方々への説明とご理解をえる
- 4 信託契約書作成など「実務」を行う段階
- 5 信託組成後の継続的なフォロー

コーディネーター契約組成で30万円（資産加算あり）不動産を信託登記の場合は登録免許税など将来の介護費・後見費用と係る費用と資産の保全

相続対策の可能性など勘案して決めるべき。何よりも家族の理解が必要です。